

地域の経済を開拓するという課題を担っていただきたいたいと思っています。

〈参考文献〉

- 宮本憲一『環境経済学』岩波書店
- ワツゼッカ・佐々木建など監訳『地球環境

政策』有斐閣

○宮本憲一『21世紀を地方自治の時代に』自治体研究社

(本稿は編集部の責任で当日の講演記録を要約しました)

特集 いま「協同」を問う'94全国集会を終えて

第1分科会 「協同の仕事おこしと経営」

梶 慶一郎(第一経理)

1、はじめに

協同の仕事おこしと経営——その事業、経営、資本形成、法制度のあり方——と題した第1分科会は、69名の参加で行われた。分科会の内容は多様なテーマを含んでおり、そのテーマ一つ一つが十分な論議をするに値するものである。

そこで、分科会の運営方法としては、杉本氏を司会者として、先ず中田氏から問題提起をしてもらい、その上で野寄氏、石井氏、山内氏から、三つの協同事業経営の実践報告を受け、そして、石見氏、塩田氏、五十嵐氏からコメントをして頂き参加者全員による質疑討論とすすんでいった。

三つの実践報告は、それぞれの協同事業体としての経過・特長・現状の課題を持ち、「仕事おこし」としてのアプローチは大変参考になるものである。今日の「不況」という状況の下で、どう仕事を起こしていくべきか、形態・運営・技術・商品という側面から、掘り下げていく内容を持っている。参加者の要望から見て、もっとテーマを絞って掘り下げていく場——日常的な研究会も必要であると思った。

2、問題提起

中田氏の問題提起は、2年前の京都での集会で論議された問題点を踏まえ、2年後の今日の課題を整理して発言された。内容は多様であり、以下の要点を記す。

2年前は事例報告が7本あり、その経営上の分析と「労働者協同組合法」、「モデル定款」という提起もされて、時間不足から十分な討議を交わせず、多くの課題を残した。

そしてそれ以後「日本のように発達した資本主義国で、労働者協同組合が存在できるわけがない」「労働者が経営をやるのは邪道」とまで言われたことが嘘のようで、今日では日本労働者協同組合連合会のICAへの加盟が実現し、朝日新聞の主張・解説「労働者協同組合法の制定を」(94/1/5)、毎日新聞主張「高齢者協同組合という発想」(94/5/27)が報道されるなど、広く各界の注目と関心を呼び、関係者の期待が広がり、組合員の確信を深めるところとなっている。

この日本労働者協同組合連合会を核として、広く労協グループともいえる国労闘争団、無農薬農業グループ、教育・学習・子育て事業などが様々におこり、ワーカーズコープとの交流も深まることで、日本における労働者(生産)協同組合が形成されてきている。

日本労働者協同組合連合会は、「よい仕事」の追求を通じて、事業の考え方を「人と地域に役立つ仕事おこし。それを事業として継続し、社会発展に役立つものに高める」こととしているが、この考え方は協同による仕事おこしの理念として、儲け本位の事業・経営の考え方に対抗する普遍性をもつものといえるであろう。

また、労働者が労働者のままで経営ができるは



ずだと運動・事業・経営の主人公となるとりくみを進めることを通じて、「全組合員経営」という画期的なキーワードを探りあてたことの意義は大きい。

バブルの崩壊、長く続く構造不況は、儲け本位の経済システムが、あくなき利益追求としてリストラ、工場の海外シフトをとることを当然の姿としたこと、農産物自由化による農山村破壊の強行によって、これまでの資本主義経営の価値観が根底から崩れることを目前にすることで、まったく新たな経済システムと経営理念をかかげる協同組合や非営利組織の方向が、新たな意味をもって注目と期待を受けている。

以上の立場に立って討議を深めてほしいのは、次の諸点である。

1) 事業・経営の到達点は

①理念・目的の実現に向けて、経営基盤の確立はすすんでいるか

②挑戦課題は明確になってるか

2) 資本形成のあり方について

①レイドロウ報告——必要な資金は長期的には、組合員からである。特に労働生産協同組合は、長期間かけて自己金融制度を確立しなければならない。

②無借金経営の提起

3) 非営利組織としての規範について

4) 労働者生産協同組合法の制定について

3、事例報告

以上の問題を受けて3人が事例報告を行った。

①センター事業団 報告者・野寄雅博

(1)労働者協同組合運動の歴史的・全国的起点

全日自労の民主的改革・失対事業の受け皿として、70年代に兵庫・京都・愛知・東京などの自治体との間で、労働者自身が事業と経営を引き受け、その自治体が仕事を発注するという方式=高齢者就労事業団方式が発足したことに始まった。

事業団の設立は、二つの理由から大きな社会的注目を集めた。一つは、失対事業の廃止をめぐる局面の緊迫化の中で、労働組合が闘争の攻防における闘争の当否と戦術の先鋭化だけでなく、地域の仕事を求める中高年齢者・高齢者を結集して事業団をつくり、自ら「仕事おこし」にとりくむ宣言をしたことにあった。いま一つ、さらに大きな衝撃をよんだのは、「雇われ者根性」を克服して「よい仕事」をするなどを核とした「事業団7つの原則」を確立し、労働者の新しい闘い方・新しい働き方というべき内容が、その設立にあたって労働組合によって鮮明にされたことであった。それは、労働者の新しい生き方の示唆をもふくんでいた。

(2)労働者協同組合の基本を確立した第1次中期計画

1990年、センター事業団は、初めて本格的な中期的事業計画を確立する。その計画は次の目的をもった。

「労働者が企業の主人公になりうる」ことを実践的に証明する。②労働者協同組合が、発達した資本主義国でも可能であり、社会や労働者にとって積極的意味をもつことを事実で示すこと。③社会的評価を得る最小単位として、就労組合員1万人・事業高200億円（連合会=組合員5万人・事業高1000億円）を実現すること。

(3)資本形成——自立財政の確立

センター事業団は、働く一人ひとり全員が出資をし、協同して経営する働く人の協同組合である。組合員一人ひとりが1口5万円以上の出資をし、その多少に関係なく経営に参加し、そこに参加する人が自ら働き、管理運営する。全組合員が事業経営を自らの責任とし、自らの仕事としてしっかりと自覚する主体性の確立が求められる。

センター事業団は、前身である直轄事業団の事業規模3000万円から、この12年間で2400人の組合員・54億円の事業規模に成長してきた。総資本は24億円に達し、自己資本も14億円を越え、自立性の高い協同組合資本を形成している。

②パラマウント製靴共働社 報告者・石井光幸

——労組による自主再建へ——

パラマウント製靴は倒産宣告から10年、再建から7年がたって、いま労働者協同組合へと行きついた。

争議の2年目に、これまでどおりの職場復帰では駄目であろうということで、労働組合による自主再建という方向をたて、1986年に都労働委員会が労組の主張を認めて調停が出され再建に向かうことになった。

しかし長い間雇われていた労働者であるから、自ら事業を起こすということについては「うまくいくはずがない」という意見があり大変な苦闘をしてきた。しかし、自分達独自で2000の組合の職域販売を確立し、生協の皆さんとも関係をつくることを通して再建できた。

——どういう再建でいくか——

どういう再建の仕方をするかということについては、闘争中に「協同組合」でいくという方針を持っていた。しかし、「協同組合でやったらみんな働く企業になってしまう」という意見があった。事実、争議中に中心になっていた役員は退職し、いわゆる「クズ」と称される人たちだけが残った。しかし7年経ってみて、弱い、だめだといわれた労働者が中心になって当時以上の仕事をこなすようになってきた。なぜそうなったか。ここが非常に重要なことで、協同組合の意味はここにある。

——労働者の自立意識と協同組合への期待——

争議前には、雇われていた意識から、例えば、昼休みに電気を消すこともないことが、今では、みんなが自然に電気を消す。在庫が一杯になれば在庫の心配をする。これらは本来の労働者の自立であり、労働者が本格的に協同組合をやろうとい

う意識の改革になっている。

昨年10月、センター事業団と事業提携し、経営の協力もしてもらっている。現在の職場は200坪の土地を持っているので、ここで靴を作るだけでなく、これからの中高齢者社会にむけて、新しい事業起こしも含めて、この土地の活用を考えている。また、雇用をどうやって守っていくかという本来の労働組合のあり方にもこの成果を返していきたい。

③ワーカーズ・コレクティブ千葉

報告者・山内京子

ワーカーズ・コレクティブ千葉は始まってから10年になる。デポという日常管理業務の仕事から始めて現在、17事業所600人が働く規模になっている。事業高は5億円。本業が主婦である女性が自転車で働く範囲で、生活の場を離れない所で地域づくりをしながら事業展開をしている。

運営には3つの決め事をして進めている。それは、地域で働くこと、出資した人が働くこと、そして、全て話し合いで合意したことでのみ進めている。従って、合意できないことはやらない。徹底民主主義を貫いている。

働く主婦にとっての大きな問題は「100万円の壁」の問題である。妻の年収が100万円を超えると夫の配偶者控除になれないばかりか、夫の扶養手当にも影響し、働く意欲、女性の地位向上を妨げている。

以上、3つの事例報告のあと、コメントーターの発言と参加者による会場からの発言へと進んだ。

4、コメントーターの発言

①石見尚（日本ルネッサンス研究所）

協同組合になぜ法制化が必要か。それは法人格を与えることにより、有限責任としての事業起こしをしやすくなると共に社会的信用がえられる。つまり、社会的に認知されることになる。しかし労働者生産協同組合は、新しい法制度でなければならない。なぜなら、1997年10月には、ICAで

協同組合原則の改定と、新たに協同組合宣言が制定される。日本の場合も2~3年以内に新しく協同組合法が制定されるべきである。

②塩田長英（明海大学）

今の資本主義は、規模の経済性、集中の論理による弊害、極端な分業による弊害、ピラミッド構造による弊害、などが見うけられる。しかし、市場経済の中で新しい仕組みを考えなければならぬ。それには、日本経済は資本のストックとフローを混同しているが、大切なことは、そのストックを上手に使うべきである。例えば昔からある家などは壊して新しく建てるのではなく、その古い家を上手に使っていくように発想するべきである。又もう一つは人間が生きて生活していくということは、それは人間に対して投資していくことであり、そしてその人の能力を最大限活用していくことであってフローのお金はそのために使うべきである。ワーカーズ・コレクティブの活動はその一番のチャンスであって、何年かやっている内に、その人が大きく見えてくるであろう。

③五十嵐利之久（弁護士）

事業団は7つの原則などの標語を掲げて、徹底民主主義による運営を行い、また、決して高くはない賃金によって組織の資本蓄積を行ってきた。

現在ある定款の内容を見ると、労働者協同組合という非営利組織の観点から、いくつかの項目で見直しをしていく必要がある。『よい仕事』といった標語を規定の中に入れることや、解散の場合の分配に関する項目は見直す必要がある。

5、参加者からの発言

①貞末廣士（センター事業団・神奈川）

神奈川の地域で『藤田はじめのパンの店』という製パン事業をはじめた。本物のパン作りを通して地域づくりに貢献したいと思っている。3年で10店舗という目標を持っている。事業団の場合、各事業所ごと75%という原価率という方針を持っているが『パン製造』という立場から、こういう経営指標も検討していきたい。

②高野修（自交総連大分地連）

争議団が自主経営をする場合、原理原則をきちんと決めておく必要がある。大分地連の場合は3つの原則を持っている。又、出資金は他人に持たせないで地連で持っている。こういう点をはっきりさせておかないと、タクシーの運転手の出入りがはげしいので、職場の団結にとっては大切なポイントとなっている。

③原次男（四日市酪農業協同組合）

18人で年商13億円を売上げている協同組合である。ウルグアイラウンドによる農産物の自由化という問題があるが、酪農というのは、価格・品質とも自由化の波に負けない商品を作れば、必ずやっていけると確信している。生協との協力を得て頑張ってるところである。

④高橋良彰（山形大）

近代市民社会は、当事者自身が決めたことはかなり自由にできる。そして、合意というのは自由という前提があってこそ、生きてくる。

その意味で主体は我々一人一人であって『納得』という名の強制、があってはならない。法人化という場合、法人が主体になりがちだが、個々人の本当の自由があつてこそ、本当の法人化といえる。

⑤阿南幸紀（赤坂総合サービス）

二人で旅行業をやってるが、労働者であればこそやれるというところがある。資本からの解放というところもあって仲々とやってる。周りの人々に商社の協同組合をつくろうと呼びかけている。

6、まとめ

数人の発言を踏まえ、法人化のあり方、ヒューマンな観点での効率のあり方、現場では我流であつてはいけない——一定の品質管理があつてこそ協同の組織が運営できる。協同と自由のあり方、地域づくりに役立つ協同組合のあり方などを確認して分科会議を終えた。